

千福が丘区  
様

裾野市長 村田 悠  
(水道部上下水道経営課)



## 千福が丘地区汚水処理施設の市移管について (回答)

日頃より当市上下水道事業に、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和5年2月28日付け文書によるお問い合わせにつきまして、下記のとおり回答させていただきます。

回答が遅れましたこと、深くお詫び申し上げ、今後ともよろしくお願いいたします。

### 記

確認事項	<p>(1) 前提条件：狩野川西部浄化センターへの接続【公共下水道接続】 確認①上水道使用量と下水道処理費の計算式（おおよその支払金額） 確認②管路（西中あたりまで？）の工事代金は誰の負担。その金額。 確認③町内の管路も全て更新するのか。誰の負担。その金額。</p> <p>(2)前提条件：汚水処理施設の市へ移管【施設移管】 確認①汚水処理施設の老朽化に係る費用負担（誰が修理費を負担するか） 確認②建替えが必要となった場合、土地取得から建替えまで誰が実施。 確認③現在の管理費（4,000円/月）が、移管後はどれくらいの金額になるのか。</p>																						
回答	<p>【公共下水道接続の場合】 確認①②③について 令和4年12月議会の一般質問にて、村田市長が則武議員に回答した通り、現在、市としては、市街化区域の汚水処理施設は都市機能の一部であることから、公共下水道には接続しないが、超えていかなければならない壁があると認識をしています。 区民の皆さまの要望に対し、考えられる課題の洗い出しや整理を行い、今後、汚水処理に係る話し合いの場を設定していきたいと考えています。</p> <p>【施設移管の場合】 確認① ②：汚水処理施設の課題を整理し、今後検討を進める内容です。 確認③：市が使用料金を請求する場合は、料金を条例に定めた金額を請求します。現在は、下記「料金単価表」とおり公共下水道の料金体系は各戸の使用水量に応じた金額として設定しておりますが、合併処理浄化槽の集中処理に係る使用料の設定はありません。従いまして、現段階では不明であり、今後の状況変化とともに議論を進めていく予定です。</p> <p>【料金単価表】 (税抜/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" data-bbox="363 1518 1252 1904"><thead><tr><th colspan="2">基本料金</th><th colspan="2">超過料金 (1 m<sup>3</sup>あたり)</th><th rowspan="2">その他 (受益者負担金) *接続時1回のみ</th></tr><tr><th>汚水量</th><th>月額 使用料</th><th>汚水量</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">10 m<sup>3</sup>まで</td><td rowspan="5">1,090円</td><td>11~20 m<sup>3</sup></td><td>119円</td><td rowspan="5">290円/m<sup>2</sup>  計算式 単価×土地の面積</td></tr><tr><td>21~30 m<sup>3</sup></td><td>130円</td></tr><tr><td>31~50 m<sup>3</sup></td><td>140円</td></tr><tr><td>51~100 m<sup>3</sup></td><td>148円</td></tr><tr><td>101 m<sup>3</sup>~</td><td>160円</td></tr></tbody></table> <p>*公共下水道接続には、別途個人負担による「接続工事費」が必要となる。</p> <p>【その他】 令和4年9月のお問い合わせの回答のとおり、市は地域等で所有している処理施設を受け取り、管理・運営をしていくという方針を現在は持っておりません。 市街化区域内の汚水処理施設更新に係る対応策については、今後、下水道整備と併せて、皆様と検討・協議していく方針であります。</p>	基本料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)		その他 (受益者負担金) *接続時1回のみ	汚水量	月額 使用料	汚水量	使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,090円	11~20 m <sup>3</sup>	119円	290円/m <sup>2</sup>  計算式 単価×土地の面積	21~30 m <sup>3</sup>	130円	31~50 m <sup>3</sup>	140円	51~100 m <sup>3</sup>	148円	101 m <sup>3</sup> ~	160円
基本料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)		その他 (受益者負担金) *接続時1回のみ																			
汚水量	月額 使用料	汚水量	使用料																				
10 m <sup>3</sup> まで	1,090円	11~20 m <sup>3</sup>	119円	290円/m <sup>2</sup>  計算式 単価×土地の面積																			
		21~30 m <sup>3</sup>	130円																				
		31~50 m <sup>3</sup>	140円																				
		51~100 m <sup>3</sup>	148円																				
		101 m <sup>3</sup> ~	160円																				

問い合わせ先

水道部上下水道経営課長

TEL 055-995-1836